

会 議 録

1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第19回代表者会

2 開催日時

平成19年8月24日（金）午後6時30分～午後8時40分

3 開催場所

上越市役所 第1庁舎4階 401会議室

4 出席した者（傍聴人を除く）の氏名（敬称略）

・委員（代表者）：12人中9人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、
小田武彦、横山文男、岸本八千子

・事務局

池田自治推進室長、青山主任、石黒主任
笹川法務室長

5 議題（公開・非公開の別）

(1) 個別項目の検討（公開）

6 傍聴人の数

なし

7 内容

（事務局：池田自治推進室長）

- ・最初に資料の確認をお願いしたいのだが、まず資料1は、市長への提言書の素案である。これは、前回お配りした未定稿に、たたき台の最終案を入れ込み、説明も全て事務局でチェックさせていただいたものである。
- ・資料1は、本日最終確認を行い、修正し、28日の全体会で配布するが、27日の月曜日に市議会の方に代表者会の素案という形で、これまでの議論の経過として配布することになる。
- ・資料2は、小田さんから作成していただいた提言書の前書きである。
- ・小田さんとの話し合いの中で、全体的に長いのではないかとということで、小田さんの方からも代表者会の皆さんのご意見をお聴きしたいという話があったので、どう整理するかお話をいただきたいと思う。
- ・資料3は、全体会を1年ぶりくらいに来週開催させていただくのだが、その会議の進め方等についての資料である。
- ・全体会では、皆さんからも、少しお話をさせていただく場面をとりたいと考えているので、進め方についての確認と皆さんのご意見を伺いたい。
- ・資料4と資料5は、28日の会議終了後に、提言書の素案についてご意見をいただく際の検討用シートで、第26回の全体会に向けた検討用シートと、第26回の会議にお

ける班別の検討用シートの案である。

(1) 自治基本条例に関する提言書（素案）の検討

資料1

「前文（3 ページ）～目的（4 ページ）」

説明・意見交換

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 早速、資料1からページ順に進めさせていただきたいと思う。前書きの部分については、全体の内容が終わってから話をさせていただくので、3 ページの前文から始めさせていただく。
- ・ 前文については、1 段落目の言い回しを少し変えようということになっていたかと思うので、その確認をお願いしたい。

（事務局：石黒主任）

- ・ 前回の資料の中では冒頭の海や山の部分について、どう表現するかということで一度お預かりをした格好だが、こちらについてはご覧のとおり修正させていただいた。
- ・ 冒頭の「日本海・頸城の山々と大地がもたらす四季折々の恵み」という形で、少し短くなってしまいが、すっきりと整理したつもりである。

（代表者会全員）

- ・ 了解。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 少し落としたフレーズもあるが、検討を重ねた結果、この文章がよいのではないかという結論に至った。

（事務局：石黒主任）

- ・ 「水と緑」も「海や山」に含まれるというニュアンスである。
- ・ 2 段落目以降については、少子化と高齢化を分け、3 段落目の新しい時代の幕開けとしたのを地方分権時代に戻し、少子高齢化は新しい時代の幕開けではないということで修正したが、前文については、これでよいか。

（代表者会全員）

- ・ 了解。

（事務局：石黒主任）

- ・ 続いて目的については、前回からの修正はなく、この条例全体に何を規定しているかということと、条例をつくってどういう効果が期待されるのかということ、そして最終的に目指すところが自主自立のまちの実現だということの3つの要素を説明しているが、このような整理でよいか。

（代表者会全員）

- ・ 了解。

「定義（4 ページ）～危機管理（24 ページ）」

説明

（事務局：青山主任）

- ・ それでは次に「定義」以降を一つひとつご確認いただきたいと思います。
- ・ 最初に定義の部分については、条文のたたき台に修正はない。
- ・ 説明の中では、市や市民の定義が一般的な用例ではないため、そのあたりに配慮しながら説明を付けさせていただいた。
- ・ 「市民」については、市民というのは自然人のみならず法人その他の団体も含めて、通勤通学者を含むように広い範囲でとらえている。
- ・ 会議の中でも何度か議論になったが、市民を広い意味で定義付けた場合、当然、不整合が生じる項目もある。
- ・ 住所を有する市民でなければ、有権者でなければという部分もあるが、初めから市民を狭く絞って定義し、多様な市民の関りを絶ってしまうことは、この条例の趣旨に合わない。
- ・ そうしたことから、例えば市民投票のところで「18 歳未満の市内に住所を有する」とするように、必要に応じて市民の範囲を限定することを説明に盛り込ませていただいた。
- ・ 続いて、「基本理念」の部分については、たたき台の「障害の有無」という言葉と（6）の地方分権の推進及び自主自立の市政運営の内容について前回修正したので、説明も議論を踏まえた形で作らせていただいた。
- ・ 6 ページの「自治の基本原則」の部分は、基本理念の部分と連動して修正させていただき、説明についても、若干、文言整理をさせていただいた。
- ・ 8 ページの「市民の権利」からは、市民の部分になるが、こちらもたたき台の修正はないが、説明の部分については、若干の文言整理を行った。
- ・ 9 ページの「市民の責務」から 10 ページの「市議会の権限」については、たたき台、説明の中身ともに特に修正はない。
- ・ 次の「市議会の権限」については、こちらもたたき台の修正はないが、説明の部分については、若干分かりづらい部分もあったので、「二点目は」以下の部分を修正した。
- ・ この文章の「さらに」以下の部分については、皆さんの意見も非常に多かった部分だが、市議会は、特定の市民ではなく、広く市民の皆さんの意見を聞いて欲しいという思いを盛り込ませていただいた。
- ・ 11 ページの「市議会議員の責務」の部分では、たたき台の修正はないが、説明の方の「三点目は」以下の部分に、市議会とは別に議員個人としての責務もあるという皆さんのご意見を反映させた。
- ・ 12 ページの「市長の権限」については、たたき台の修正はなく、説明は、若干、文のつながりや表現の部分で整理させていただいたが、内容としては特に変更はない。
- ・ 次の「市長の責務」から 13 ページの「市長以外の執行機関の権限」は、たたき台・説明共に特に修正はない。
- ・ 「市長以外の執行機関の責務」については、たたき台の説明責任の部分が、後の市政運営の中にある説明責任の部分と重なってしまうという問題もあったが、前回皆さん

- と議論させていただいたところ、各機関が説明責任を負うべきだという結論に至った。
- この部分について、前回のたたき台では「事務にかかる事項」ということでかなり細かくとらえていたが、全体の市長、市議会とのバランスを考慮し、「基本的な事項」という文言に修正させていただき、説明の中でも「二点目は」以下の部分で明らかにした。
 - 14 ページの「職員の責務」については、たたき台は特に修正していないが、こちらは、皆さんの思いが強かった部分かと思われるので、いわゆる「公僕精神」であるとか「公共の福祉」のためにということ、職員の部分で改めて確認させていただくような説明を盛り込んだ。
 - 15 ページの市政運営の「基本原則」については、たたき台の①の「市長等は」以下をご確認いただきたいのだが、「基本理念及び基本原則」を「自治の基本理念及び自治推進の基本原則」に修正した。
 - この部分は、前回の代表者会で、「基本理念及び基本原則」がどの項目の基本原則を示すのか分かりづらいというご指摘を受けたことを反映させたものである。
 - この項目よりも前のたたき台の中で、総則の中で定めている基本理念・基本原則は、自治の基本理念・自治推進の基本原則と表記することを規定した。
 - 説明の中で若干修正した点は、下から4行目の「上越市では」以下の資源の部分だが、表現がなかなか難しく、これで言い尽くせるのかという疑問もあったので、もっと広くとらえる意味で、「あらゆる地域の資源」という言葉に修正させていただいた。
 - 15 ページの「総合計画」から18 ページの「個人情報保護」までは、特にたたき台・説明共に修正はない。
 - 次の「審議会等」については、前回、市民公募になじまない審議会とは、どういうものなのかを例示しないと分かりづらく、また、あまり裁量に委ねられすぎてもよくないというご意見があったので、説明で明らかにさせていただいた。
 - まず、たたき台については、前回までは②の一番後ろの部分、「原則含めるものとする」という書き方だったが、「含めるものとする」という表現に修正させていただいた。
 - ただ、これは義務規定ということではなく、原則という意味を含んだ表現であり、100パーセントという意味ではないことはご理解いただきたい。
 - この部分の説明は、「例えば医学に関し学識経験を有する委員のみで構成される上越市大気汚染疾病者認定審査会」のような極めて高度な専門性を有する委員構成が必要な審議会等を除くという例示をした。
 - このように、専門知識に基づいてのみの判断が求められる審議会等もあるということで、ご了承いただきたい。
 - 19 ページの「パブリックコメント」から20 ページの「行政手続」については、たたき台、説明共に大きな修正はしていない。
 - 20 ページの「評価」については、たたき台の修正はないが、説明の部分で一文を加えさせていただいた。
 - 21 ページの後半「二点目は」以下の「この項目の」というところからは、皆さんの議論の中で、第三者評価より市民参加の評価を優先的に取り入れてはどうかという意見

が強かったことを反映させて、このような文章を加えた。

- ・特にイベント等で動員数がどれだけの効果があるのかというような抽象的な評価や協働を行った場合の評価は、市民参加によることが特に効果的であるとのことのご意見があったので、そのあたりも盛り込ませていただいた。
- ・21 ページの「外部監査」から23 ページの「公益通報」までは、たたき台、説明共に修正はない。
- ・23 ページの「危機管理」については、たたき台の修正はないが、自助・共助の必要性について、皆さんに多くのご意見をいただいた。
- ・災害等の発生時においては、自助・共助の意識や行動が特に重要になるため、市長等の役割と並列に市民の役割をたたき台のとおり整理し、自助・共助の必要性と、共助については、日ごろから近隣あるいは身近な地域の中で実践していかなくてはならないということはこの危機管理の項目に盛り込ませていただいた。
- ・市民一人ひとりが自助・共助の意識を持ち、実施していくことが必要なのは、危機管理に限られた話ではないが、このことをどこに盛り込むかと考えた場合、市民の皆さんがイメージしやすく、ふさわしい場所は、この部分ではないかと考えた。
- ・このことは、説明の中でも、最後の一段で明らかになるよう記載させていただいた。
- ・一旦、ここで区切らせていただくので、これまでの部分で何かご意見等はないか。

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・組み立てとしては、まずたたき台があり、その説明のところで項目をなぜ設けたかということを書かせていただいた。
- ・それ以下では、たたき台には、このような思いを込め、あるいは、このようなことを明らかにしたいということの説明する組み立てとなっている。
- ・代表者会の提言書（素案）であるので、皆さんの目で、責任をもってご確認いただきたいと思う。

(1 班：増田委員)

- ・一件確認したいのだが、市議会で議会倫理条例について検討をしているという話もあるが、そのような市議会が発議し、制定する条例もパブリックコメントの対象になるというふうに読めるのか、読めないのかを教えてください。
- ・理屈からいうと、議員の報酬を議員が自分で決めるのと同じことを、倫理条例の制定を通してやろうとしているのである。
- ・自分の行動を自分が決めてしまおうとしているわけだが、本来的に言えば、市民の目でも確認してもらおうというスタンスと考え方が必要なのだと思う。
- ・議員提案の条例が、パブリックコメントの対象外で、市議会の考え方だけで決められてしまっはまずいので、そういう抑えもこのたたき台の表現でできるという解釈ができれば何も問題ないと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・現行のたたき台の表現では、市長部局、例えば教育委員会とか市政を執行する側が対象になるものと考える。

- ・ 現状では、条例の提案は、市長等により 100%に近い状態で行われている。
- ・ 市議会は市長とともに二代表の一方の側であるので、市議会として、そういう意思を持っていただくことが可能なかどうかの問題である。

(1 班：増田委員)

- ・ 無理して解釈すれば、市議会議員の説明責任が書いてあるので、それをもって、そこでキチンと説明責任を果たさなければならないと言えるかもしれない。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ ここは市政運営の中の項目で整理させていただいており、そこまでは想定していなかった。

(1 班：増田委員)

- ・ 今までは、ほとんどなかったと思うが、議員提案の条例が出てくるようになれば、その条例を市民としてはどう考えるべきかという疑問を持つ人も出てくると思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ たたき台では、市議会の責務の中に広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び機能の発揮に適切に反映させるとしてあり、その規定の趣旨は、市議会の裁量権の中で、様々な手法があると思うが、市議会としては何らかの手立てを持って臨む必要があるということである。

(1 班：増田委員)

- ・ そのことを市議会側がキチンと認識してくればよいのである。

(2 班：田村委員)

- ・ 倫理条例で市議会の中身を決めたとしても資産公開をやらないという意見も出てくるわけであり、パブリックコメントなどにかけても見直されるとは限らない。
- ・ いくら掘り下げた議論をしても見直されないのでは、どうすることもできない。

(1 班：増田委員)

- ・ 少なくとも聞く場を設けてもらわなければ、何もできない。

(2 班：田村委員)

- ・ 条例なのだから、当然場を設けなければならなくなるのではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 今回のこのたたき台には、少なくとも市議会等の中に、増田委員の提案は入っていない。
- ・ だから、市議会の責務の中で、議員が考えていかなければならないことになる。

(2 班：田村委員)

- ・ この規定があれば、市民側から、あの条例をなぜパブリックコメントにかけなかったのかという意見があった場合、逆に決まってもいいからなぜかけなかったのかといわれれば、市議会にはこれに対する説明責任が生じる。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市議会から条例が提案されていく機会も出てくると考えるが、そうしたところを想定していなかったので、可能であるかどうかも含め検討し、全体会の中で整理し、修正をかけていきたい。

(3 班：小田委員)

- ・ 方法としては、市議会の責務の説明の中にそういうニュアンスのことを付け足す方法

もある。

- ・ 議員提案の条例が、市民のチェックを受けずにどんどん制定されるのは問題であるし、それでは広く市民の意見を聴くということにならないという趣旨の内容を説明に書けばよいのではないか。
- ・ そのように説明に書き込めば、少なくともこの条例を市議会で採決する時に、説明も含めて本来採決される性格であると考ええる。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市議会の責務とか市議会議員の責務については、市議会側からの提案を尊重した規定としてきた。
- ・ 今の段階では、説明にそのような趣旨を盛り込むのが適切と考える。例えば 11 ページの上段のところで「広く市民の意見を聞く」というところの前に「様々な手法を用いて」などと書かせていただくことでよいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

「都市内分権（25 ページ～26 ページ）」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 続いて、25 ページ「都市内分権」だが、前回、小田さんの方からたたき台の①のところで、実行の要素を記述すべきではないかというご意見をいただいた。
- ・ その辺りについては、事務局でも検討を重ね、都市内分権のとらえ方をどう整理するかという点から議論をした。
- ・ 結論的には、入れるとバランスが崩れるので前の提案のままにさせていただいた。
- ・ 市政運営の範囲の中で、市民の皆さんに決めていく権限を委ねていくことが、基本的には都市内分権であると事務局としては考えた。
- ・ そして、その後の決定したものを実行する段階は、協働の領域の話になるのではないかと考えた。
- ・ 都市内分権の本来あるべき姿、究極の姿としては、大きな都市の中に地域のことを決めて実行するための財源や権限が確保されている「ミニ政府」、あるいは、「近隣政府」と呼ばれるものがあってこそ、本当の分権になるのではないか。
- ・ しかし、この究極の姿を書くと、理想であっても言葉にするにはあまりにも現実と隔たりが大きすぎるのではないかと考える。
- ・ 目標は目標として置くのだが、当市が目指す地域の皆さんとの関係というのは、今までであったような国と地方との上下主従の関係ではなく、対等協力の関係である。
- ・ その場合、決めていく権限はまず地域の皆さんに委ねていくのだが、実行部分については、財源はやはり市の権限の範囲の中に置き、市の方から持ち出し、あるいは、持ち出せない部分は協働しようという話になってくるので、権限と実行を分けて都市内分権を考えていかなければならないという整理をさせていただいた。
- ・ 決定権は都市内分権に明記するが、その先は協働の領域に入ってくるのではないかと考える。

- ・ そうした場合に、実行まで入れるとなるとその先の地域自治区との整理もつきにくくなるということもあり、今回相談させていただきたい。
- ・ 委ねる権限は、市として持っている権限であり、委ねた権限の中で実行していくのは、市がやる部分と公の部分については、協働、あるいは、地域の人達でどうやっていくかという問題になってくる。
- ・ それをひとまとめにして、都市内分権というのは無理があるのではないかという話になった。

意見交換

(2 班：田村委員)

- ・ 合併前の上越市に地域自治区を設置した場合、現在の 13 区と合わせて地域に権限を分散していくわけである。
- ・ そうはいつても、権限全てを分権するわけでも、予算がつくわけでもなく、決定権のみ分権しようというわけである。
- ・ このようなことから、地域協議会といえどもあくまでも諮問機関でしかないわけであり、あくまでも自主活動するならば、してもよいということであって、立場が少し曖昧だと思う。
- ・ いずれにしても地域自治区はそれぞれ単独の行動をおこしていくわけだし、市がよいとも悪いともいえないと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 基本的に他市で行われている都市内分権というのは、お金をある団体に委ね、地域内での活動に使うって欲しいという考え方であり、地域内分権という言い方をしているものが結構ある。だけど、そういうやり方は本当に分権なのだろうかという疑問もある。

(2 班：田村委員)

- ・ 単なる委託事業ではないか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そのとおり。委託・補助の関係になってしまうのではないかという疑問もあり、色々考えた。
- ・ 委ねた相手先が本当に住民の代表で構成される団体であれば、財源と権限を渡すことで、分権と言えるだろうが、そうでなく、一部の代表からなる団体であれば単なる委託とか受託とかの関係になってしまうのではないか。それを分権とってよいのだろうか。

(2 班：田村委員)

- ・ 現状では、住民側としては、受け皿がないのである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そこまでで、事務局としての議論も終わってしまっている。

(2 班：田村委員)

- ・ お金を伴わないものとしておけばよいのではないか。お金を伴うことには委託・受託などの様々な問題がおきてくるが、お金さえ伴わなければそのような問題は生じない。

(3 班：小田委員)

- ・ お金の話ではないと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ お金の話ではない。

(3 班：小田委員)

- ・ 前回配布の資料 2 の 58 ページのところの各市の表現をみていただきたい。例えば、飯田市などでも地域自治区という条文の中に「地域の意見を調整し協働によるまちづくりを推進します」という文言を盛っている。
- ・ 地域自治区の役割は、決めるだけではなく、その後、協働によるまちづくりをすると規定している。
- ・ 確かに、協働のところの規定すればよいだらうという考え方も分かるが、そうすると協働は今の論理からすると全て、市長と団体との契約になってしまう。実際、事務所と話し合っても、契約書を取り交わす時は市長と団体との契約書なのである。
- ・ だから、そのところは制度的に、多分、市としては簡単に変更できないということはおよわかる。例えば総合事務所長と団体との契約ではないのである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 総合事務所がある程度の団体としてのミニ政府的なミニ市役所的なものとならなければいけないということか。

(3 班：小田委員)

- ・ 決めるということは、それを実行するものがなければならない。
- ・ 都市内分権の中で議論になったと思うが、地域協議会と事務所を置くことについて、反対の立場の人もある。
- ・ 事務所を置くことは、今の行政をスリム化しようとする考え方に反するというご意見も色々なところで聞いている。
- ・ 要するに、地域自治区を置く最大の弊害は、行政職員が多くなることである。そういうことをはっきり言われたこともあり、条例をつくる中で、この部分が悩ましいというのはよくわかる。
- ・ だから、そういうオブリゲーションを負わないような表現があれば一番よいと思って、意見を述べさせていただいた。

(2 班：増田委員)

- ・ 今のたたき台では、地域協議会の役割については、何も触れていない。
- ・ 委員の選任については書いてあるが、地域協議会の役割は書いていないので、飯田市のようにそれを書き込めればよいと思う。
- ・ トーンが違うというのであれば、少し難しいかもしれない。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 組立てとしては、身近な地域の方々に、意見を固めていくために地域自治区を置き、地域自治区内での自治を推進するために協議会と事務所を置くという組立てである。
- ・ 増田さんの言われた趣旨は、盛り込んだたたき台になっている。

(3 班：小田委員)

- ・ 地域協議会は意思を示すだけで、一方でその意思と関係なく実行組織が存在している。

- ・そこで、地域協議会と町内会長協議会、住民組織との関係をどのように考えるかを整理しなければならない。
- ・この関係を整理するためには、ある程度の事実関係が出来上がらなければならない、それには時間が必要であるが、地域協議会は、それだけの重みを持たなければならない。
- ・そういう観点から、今現在は書き表しようがないということを理解した上で、このように提案している。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・都市内分権については、キチンとした定義があるわけではなく、各市の考え方で都市内分権が行われているのが現状である。
- ・上越市としては現時点では、こう考えるということで整理させていただいた。

(3班：小田委員)

- ・もうそれしかないということであれば、今後の見直しを行う際に検討するしかないと考える。
- ・現実的に制度が定着すれば、地域のまちづくりをどうするかとういことを議論する時期が来るはずであり、そのときを待つしかないと思う。

(3班：今井委員)

- ・今の時点では、市内に地域自治区がある地域とない地域があるわけであり、現時点では書き込むことが難しいのではないかと。

(2班：田村委員)

- ・あるものとして想定しなくてはならない。

(事務局：石黒主任)

- ・法律的には分権なのだから、権限をどうするかと考えていくと、権限の裏には責任も生じてくる。
- ・よく地方分権と言われた時期には、自己決定・自己責任・自己負担で地域が自立するということが言われたが、これは、国と地方との関係であり、それをそのまま、市役所と地域という風に一概に当てはめられない部分もあると思う。
- ・そういう意味で言うと、今の我々が考えていく都市内分権というのは、分権のあり方の考え方の本筋になっていると思う。
- ・権限というものは、こうあるべきだということである。

(3班：小田委員)

- ・私も現状は、過渡的な状態であり、たたき台はこれでもよいと考えている。
- ・明治・昭和・平成と合併が進む中で、過去にあった組織、組織規模で取り組んで欲しい課題が生じる時代になってきている。
- ・取り組んでもらうというには、誰が何をやるかとういことが決まっていなければ、できないわけであるが、現在は、全く姿が見えていない、書きようがないということであれば、仕方ないと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・今の段階で考えられる姿ということで、それは時代を経た中で、あり方も変わっていくだろう。

(3 班：小田委員)

- ・ まちづくり市民大学の意見交換でも、まちづくりという観点で言えば、都市内分権が、地域協議会に偏っているのは、おかしいと言う意見が出ている。
- ・ 自分たちはどういうまちづくりをやるかが、全く見えてないという非常に厳しい批判が出ている。

(2 班：田村委員)

- ・ 地域協議会は、旧 13 町村の意見を市政に反映させる上で、とてもすばらしい組織だと思う。
- ・ いかにして 13 区の意見を反映し、あるいは、希望を持ってもらうために、どういう方法があるかということをやったらとてもよいと思う。

(2 班：君波委員)

- ・ 地域協議会の役割については、今のたたき台でも触れられていると思う。
- ・ 「手続等」の詳細については、別に条例に定めることになっている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 現時点では、このようなたたき台の整理とさせていただいてよいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 準公選制については、26 ページのところから下から 6 行目以下に「項目の検討過程では～」として、男女別の定数を設けるなどのご意見があったことを附帯意見的な形で入れさせていただいた。
- ・ 選任手続は最終的に条例で定めていくことになるので、あまりここで深く記載することができないと考える。
- ・ たたき台の①の都市内分権について、当面は、このような取り扱いとさせていただく。

(1 班：増田委員)

- ・ 地域自治区の説明会の際は、準公選制ではなく、公募公選制と言っていたが、その部分についての説明をお願いしたい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 言葉としては、どちらも正しいと考えているが、準公選制の方が一般的に使われている。ある意味で公募公選制は、造語的な形になるのだが、イメージしやすいと思い使わせてもらっていた。
- ・ まずは公募し、その結果公選するというイメージを表す言葉として使わせていただいた。

(1 班：増田委員)

- ・ 意図は理解したので、次回の地域自治区の説明会で、その辺りを整理して使用して欲しい。

「協働（27 ページ）～多文化共生（29 ページ）」

説明

（事務局：青山主任）

- ・ 「7 協働・市民参画等」の項目の説明に入るので、27 ページからご覧いただきたい。
- ・ 協働についてはたたき台・説明共に文言整理以外の修正はない。
- ・ 市民参画の部分については、前回、市民公募の関係で審議会等という項目と完全に切り分けたことから、あくまで市民参画を推進していくために、制度を整備することと、制度についての周知を併せて図り、市民参画に関する市民の意識を高めるという部分に限ったたたき台に整理をさせていただいた。
- ・ 28 ページのコミュニティについても前回確認させていただいたのだが、自治基本条例に盛り込む項目であり、地域の課題の解決といった要素も盛り込み、たたき台として整理させていただいた。
- ・ コミュニティの説明については若干内容が変わっているのだが、前はたたき台の一つ目のところに定義を置いてあったが、整理させていただき、コミュニティの定義を①の中に盛り込んでしまうというように修正させていただいた。
- ・ そのため、たたき台の段組が変わったが、内容的には変わっていない。
- ・ 29 ページの人材育成については、たたき台、説明共に特に変更はない。
- ・ これについては、「人づくりは地域づくり」と言われるように、人材育成を市長等と市民とが協働して取り組むべき公共的課題ととらえ、相互に連携して様々な機会を提供していくことが重要という皆さんのご意見をまとめた形とさせていただいた。
- ・ 続いての多文化共生については、たたき台、説明共に若干の文言整理のみで大きな修正はない。

意見交換

（2 班：田村委員）

- ・ 28 ページのコミュニティのたたき台の一つ目の 1 行目に「共通の目的」、2 行目に「共助の精神」とあるが、こういう言葉はあるのか。一般的には互助精神という言い方していると思う。

（事務局：池田自治推進室長）

- ・ 新しい言葉かもしれないが、最近では良く使われている。お互いの助け合いの精神ということを表現するために使わせていただいた。

（2 班：田村委員）

- ・ 他の皆さんがよければ、それでよい。

（代表者会全員）

- ・ 了解。

（3 班：小田委員）

- ・ かつての議論の中で参加・参画・協働の三つは入っていたのだが、参加が消えたという説明を部分もどこかに入れなければならないのではないかと。

（事務局：青山主任）

- ・ 最初の定義の部分に説明がある。

- ・ 「(4) 市民参画」の説明の中に、市政運営への参加については積極的に加わるという意味の「参加」と更に一步進めて意思形成に関わるという意味の「参画」のこの二つの段階があると考え、「参加」は文字通りの意味で市民の認知度も高いことから、この条例では「参画」のみを定義すると書かせていただいた。

(3 班：小田委員)

- ・ 定義はよいが、参加のところの定義と位置付けがどこにも出てこない。具体的な参加の部分についても何らかの規定が必要と考える。
- ・ 参加というと二通りあって、市の色々なものに対して積極的に市民に参加してもらうためにどういうアプローチをするかということと、コミュニティなどにどうやって市民に積極的に参加してもらうかという二つに分かれると思う。
- ・ コミュニティへの参加については、共助などがよい例だが、市政への参加はどこで言っているのか思い当たらなかった。
- ・ 参加のところを説明に入れていただくのが一番良いと思う。市民が積極的に参加するという前提があって、参画が進むようになるのである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 過去の議論を踏まえて、説明を加えることを検討する。

(事務局：石黒主任)

- ・ 参画となると、例えば市長等や市議会は、制度を保障するという文言になっている。参加は、しなければならないものでもないし、お願いするものでもない。あくまで自発的に行われることが大事である。
- ・ 市民の責務は9ページのところで市民に自治の主体として関心を持って意識を高めるよう努めなければならないと規定している。
- ・ それが行動となって表れたものの一つが参加なのかと考えると、参画と一緒に論じることもできるが、市民の責務の中で論じることも一つの方法ではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 市民の責務については、市民会議の中でもだいぶ議論があった。参加を責務にした場合、参加しないという権利を剥奪することになる。
- ・ この条例の中でもコミュニティの中には、「参加を通じて、共助の精神をはぐくみ」とはっきり書いてある。しかし、市政については、参加するようには書いていない。

(事務局：青山主任)

- ・ 解説の中であれば、市民参画の方がよいのではないか。
- ・ 参画については、まず制度を作り、周知をするということで、それらを通じて少しでも市政運営に興味を持ち、参画というレベルに至らないまでも参加を増やしていくことを目指している。
- ・ その上で、徐々に参加から参画に進んでいただく方を増していくというイメージを書き込むのが一番よいのではないか。

(3 班：小田委員)

- ・ 参画の説明の中にいれるのが一番良いと思う。大勢の市民の皆さんに色々な所に参加してもらい、市政に関して関心を持ってもらいたいということが市民会議の思いである。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは他の部分について、何か意見はないか。

(1班：増田委員)

- ・ 18ページの審議会のところの説明を読んでも「一点目は」の文章の最後に「行政の恣意性が極力排除された透明性の高い手続とする」とある。
- ・ 極力排除という言葉が、恣意性を残すニュアンスであり、適切でないように思う。

(事務局：青山主任)

- ・ 恣意性という言葉が適切でなかったと思うが、政策的な部分ですべてにおいて平等に扱えない部分がある。例えば、男女別の定数などもその一例ではないか。

(1班：増田委員)

- ・ ある目的を持った、意図を持った言葉になってしまう。そうではなくてむしろ書くとすれば、前のところの解説の方がわかりやすい。
- ・ 「公正な市政運営を行うために透明性の高い手続とすることを求めるものです。」とした方がよいのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ 表現としては、恣意性を排除するということであれば、公平という言葉も盛り込んだ方がよい。

(事務局：青山主任)

- ・ 言葉の意味では公正の中に公平が含まれるということで、他の項目でも公正公平と書いてあった部分を、含まれるということでたたき台の中で落とした部分もある。

(3班：小田委員)

- ・ 公正な市政運営を行う上で、透明性・公平性の高い手続という表現とすればよいと思う。透明性・公平性のある手続としてもよいと思う。
- ・ 選出方法が透明で、公平だと皆が思うような手続とした方がわかりやすい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 審議会等の説明の修正と市民参加の説明の中に参加の考え方を少し追加することでよいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

「市民投票（30ページ～31ページ）」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 30ページの市民投票については、たたき台の修正はないが、説明は大幅に修正を加えた。
- ・ 今回の市民投票制度の特徴は四つである。
- ・ 一つ目は常設型の市民投票制度を設けるということであり、わかりやすい解説とするため、一般的に課題が生じるとに制度を設ける個別設置型とあらかじめ制度を設け

る常設型の二つがあり、ここでは課題が生じる時に迅速に対応できる常設型を設けたということの説明を入れた。

- 常設型とする趣旨は、主権者としての市民の意思を直接確認する制度を自治の仕組みとして常備しておくことが目的だと明確に記載し、運用に当たっては色々な問題があるので対象案件の範囲、請求権者、投票資格者等については、慎重な検討が必要であるという書き方にした。
- 二つ目は、市民が市民投票の実施を請求する場合に二つの手続がとれることであり、一つ目の手続は 50 分の 1 の連署という低いハードルだが、市議会の議決が必要になるという地方自治法に準じたもの。
- もう一つの手続は、4 分の 1 の連署という高いハードルをクリアできれば市長に市民投票の実施を義務付けることができるというものであり、この二つの手続を設けたのが特徴だと書かせていただいた。
- 4 分の 1 という連署数についても、議論があったわけだが、連署の数は市民投票の実施に相応しい民意の高まりを確認できる数値の目安という書き方をさせていただいた。
- この 4 分の 1 の算出根拠は、難しい問題であるので、ここでは目安として書かせていただいた。
- 三つ目の特徴は、投票資格を 18 歳以上に認めるということであり、市民投票を通じて市政への参画が、より広い年代に拡大させるだけでなく、若者の権利や責任の自覚につながり人材を育成する効果も期待されるという意図もあり、このように書かせていただいた。
- 資格を別に定めるとした理由は、外国人の規定や在住期間などの非常に難しい問題もあるので、別途条例を制定する中で議論する必要があるという形にしてある。
- 最後四点目の特徴は、市民・市議会・市長の三者に尊重義務を課しているということであり、このように説明にも書かせていただいた。

「国・県等との関係（32 ページ）～海外の自治体等との連携及び国際交流の推進（33 ページ）」

説明

（事務局：青山主任）

- 続いて 32 ページからの「9 国・県および他の自治体等との関係」に入らせていただく。
- 最初に 32 ページの国・新潟県等との関係については、たたき台の部分の表現が変わるなどしたが、最終的に市は市民に最も近い地方政府という位置づけで、国や新潟県等とそれぞれ適切な役割分担を行って対等な関係を確立するという整理をした。
- 説明については大きな変更はないが、細かい点で、今まで説明の中に「新潟県等」という部分があったが、これまでの制度の中で上下主従という関係だったのは、県であれば新潟県、あとは国である。
- 例えば長野県と何か連携するとした場合も上下という関係ではないのでこの辺りだけ整理させていただいた。

- ・ 続いて、他の自治体等との連携ということで、こちらは事務局側の整理の話だが「等」の部分について他の自治体等の「等」とは何かという議論があった。
- ・ この「等」については、上越市では消防等もそうだが、一部事務組合や広域で市町村が連合している、あるいは、事務を処理している組織、これらを自治体とういうのは、適切ではないため、それらを指して「等」という言葉を使わせていただいた。
- ・ 33 ページの海外の自治体等との連携及び国際交流の推進については、たたき台、説明共に変更はない。

「最高規範性（34 ページ）～改正手続（35 ページ）」

説明

（事務局：石黒主任）

- ・ 34 ページの最高規範性については、たたき台の修正はない。
- ・ 解説について少し説明するが、自治基本条例は、制定目的や内容から最高規範性を内包しているという考え方を謳っている。
- ・ 他の条例の制定・改廃等にもこの趣旨を尊重することを明記してあると改めて説明に書いている。
- ・ また、関係法令についても許容される範囲で本条例の理念を受け、積極的な解釈運用が必要になるということで、前回、フロー図で整理したものを文章の中に入れてある。
- ・ 次に 35 ページの「11 改正等」に入るが、ここでは条例の見直しについて、説明を大幅に修正したが、条文では、「自治の在り方をより進んだものとしていくための定期見直しの必要性」を謳っていることを説明してある。
- ・ もう一つは、「この条例は、現在の我々が考える自治の在り方を規定したものであり、その内容には普遍性があると考えていますが」ということで、この点を議論した時の皆さんの気持ちを書き込んである。
- ・ 見直しについては、5 年に一度という制度を設けたが、市長は、見直しに当たっては市民の意見を聴くために必要な措置を講じる責務を有するとし、市長に委任している。
- ・ 市民の意見を聴くための措置については、具体的な方法は市長に委ねるが、条例の趣旨や策定経過を踏まえると、市民会議のような市民が参画できる諮問機関によることが相応しいと考えるというニュアンスを含めた。
- ・ 改正手続については最高規範の改正に相応しい慎重性という言葉を変更して書き、市長の権限の濫用防止という点が、やはり一番大事だということを重視して書いている。
- ・ 見直しと同じく、方法については、市長に任されている部分であるので、書き方としては、一般的には市民会議のような市民が参画できる諮問機関によることが想定されるが、この条例では常設型の市民投票条例も備えていることから、考え方によっては市民投票制度の活用も可能であると書いている。
- ・ これについては、市民・市議会・市長の誰もが発議者になれるということで、制度としては、可能だということを改めて書いたものである。

意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ ただいま説明した市民投票から改正手続については、たたき台の修正はないが、説明の部分なるべく分かりやすく修正した。
- ・ ここまでについて、何かご意見はないか。

(代表者会全員)

- ・ このままでよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、再度、誤字脱字も含めて精査した上で、提言書は、このような形で代表者会としての素案とさせていただきます。

「はじめに（表紙裏面）」

説明

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 前書きの部分を小田さんから書いていただいたが、小田さんの方からも皆さんの意見を聴いて欲しいということなので、項目に分けて整理させていただきました。

(事務局：石黒主任)

- ・ 本日の資料2は、小田さんから書いていただいた時に、あらかじめ、わかりやすく各部分の趣旨を付けていただいたのをまとめたものである。
- ・ それを文章の形にしたものが、提言書の冒頭に書いてある。
- ・ 資料2の中で、下線が引いてある部分は、小田さんの方から特に大事だろう、不可欠だろうというご指摘があった部分である。
- ・ 全体的なボリューム等についても話し合っていたらと思うが、起草者の小田さんの方から思いをあらかじめ伝えていたらと思う。

(3班：小田委員)

- ・ お手持ちの資料を作っている時に、時間軸で色々調べ、順番に名前を付け、文章をつけていくという作業をしていったので、本来は文章同士が繋がっていない。それを、繋げて一つの文章にしたのが、この「はじめに」ということになる。
- ・ 私は、自治基本条例の制定の出発点は合併であり、ここがポイントになる。それに繋がっていくのが検討項目で、実際に市民会議の皆さんの意見というのは非常に多様性があったわけである。
- ・ 地域の多様性を尊重しつつ、一つのまちとしてのルールを常識にとらわれずに決めていこうというところが、議論の中心であったと考えている。
- ・ それからもう一つ、皆さんが一番心配されたのは、素案を作ってもそれを条例にする段階で、法律にそぐわない項目ということになり、結局みんな消えていってしまうのではないかということである。
- ・ それをいかに条例の項目として上手く当てはめていくかということに一番苦労した。要するに市民のまちづくりへの思いをいかに込めるかに熟慮したということを書きたかった。
- ・ 特徴というのは多様性と一つの常識にとらわれないこと、それからまちづくりの思い

をいかに熟慮して盛り込んだかというところにあると考えている。

- それ以外では、市民会議が公募の委員でやってきたというのが特徴だと思うので、そういうところは、消したくないが、文章が長いので皆様方からご意見をお聞きしたいと考えている。
- 自分から少ししつこいと思うところを申し上げれば、検討項目がカギ括弧で書いてあるので文章が長くなっているの、これをもっと簡単に書いてもよいのではないかと思う。
- 勉強会を開催したなどということは書かなくてもよいのではないか。

(2 班：田村委員)

- 現在の文章でも最低限だと思う。

(1 班：増田委員)

- ここまでそれなりの経緯を踏んできている。

(3 班：小田委員)

- 皆さんから、文章がおかしいというご意見がなく、構成はこれでよいのではないかといいことであれば、無理して削らなくてもよいと思う。
- 市民の皆さんは、市民会議が何をやってきたかわからないと思うが、この文章を読めば、一通り理解できると思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- 今、小田さんが言われた勉強会・検討項目・市民フォーラムの素案で 17 大項目・32 中項目と羅列しているところがあるが、この提言書では項目としては出てこないところもある。
- それを意識して書いたということか。

(3 班：小田委員)

- なぜこれを入れたかといえば、市民の意見が多い項目の順だからである。市民の参加・参画・住民投票・情報等の大切な項目というのはこの順番で発達してきた。市民の関心が非常に強い項目はこうなのだといいことを書きたかった。
- 17 大項目・32 中項目というのはあまり意味がない

(事務局：池田自治推進室長)

- 文章的には、若干の文言整理を行うが、基本的にはこれでよいか。

(代表者会全員)

- 了解。

(事務局：石黒主任)

- 確認だが、検討項目のカギ括弧内を上手く縮めることができるかどうかである。

(1 班：増田委員)

- そこをどうしても短くしたいというなら、勉強会のところだと思う。
- これは、合併前の上越市を対象として行われたものでなかったか。

(3 班：小田委員)

- この時すでに 13 区の委員が決まっており、その委員に対して案内状がきていた。
- 合併前の上越市の主催だが、積極的に参加して欲しいということで、実質的に委員達に対する勉強会がスタートし、勉強会に参加した人達が、かなり委員になっている。

(事務局：石黒主任)

- ・ 大事なところだというならば、そのままとする。
- ・ 何年何月に何々をしたというのが所々出ているが、これもあえて時系列に並べたということで残しておくことでよいか。

(3班：小田委員)

- ・ 消しても問題ないところはよいが、ポイントになるところだけは、年月がなければ分からないと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 市議会との意見交換をやったことが大事ととれば、日付はなくてもよいのではないかなと思うが、この段階でやったということが大事であれば、残しておいた方がよいとも思う。別に一個削っても影響はないわけであり、そのままにしておいた方がよいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(2班：田村委員)

- ・ 検討の途中で市議会と懇談会をもったという書き方でよい。年月を除くのであれば、ある程度の検討を進めてからのたたき台であり、部分的にできてから議論をしたので、その辺に少し触れていた方がよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ フォーラムの位置は、時系列で書くところなるが、例えば、二つ位前に書いてもよいと思う。
- ・ 全体会や班別検討会というところの最後に、フォーラムを開催し、そこで何の中身を検討したかという項目と素案を入れ、その後に更に代表者会で絞って審議したというイメージになると思う。
- ・ 流れとしては、先にこういう検討をしてきて、最後にフォーラムを開催し、その中身はこういうことであるとした上で、代表者会での話題に移っていくという組立てでもよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ フォーラムでの素案のところの説明だが、これは市民会議が整理したものを広く市民に参加して見てもらうという考え方であった。
- ・ それでフォーラムを最後に書かせてもらった。整理をしなければ、フォーラムはできないのである。
- ・ 正式には、フォーラムを行って決定したものを素案としたのだが、それではくどくなってしまうので前書きには書かかなかった。
- ・ これは、そのあたりの構成を考えてつくってある。

(代表者会全員)

- ・ 現行のままでよい。

(2) 第 25・26 回全体会の進め方について（公開）

資料 3～資料 5

説明

（事務局：青山主任）

- ・ 資料 3 は、みんなで創る自治基本条例市民会議の第 25・26 回の全体会の進め方についての事務局の案である。
- ・ 最初に、来週の火曜日 8 月 28 日の第 25 回についてだが、開会の挨拶の後、代表者会以外の委員の皆さんは、1 年ほど自治基本条例の議論から離れていたもので、池田室長から提言書（素案）の全体的な構成やこれまでの代表者会での議論の概略を説明させていただいた上で、実際の素案の説明に入りたいと思う。
- ・ 「2-（2）素案の説明①」という部分は、前書きから前文までの説明だが、ここは、代表者会の委員の皆さんの中からどなたか 1 名に説明をご担当いただきたいと考えている。所要時間の目安としては、10 分位である。
- ・ 素案の説明については、細かく説明しないと他の委員の皆さんが理解できないのではないかとということで、残る目的から改正手続きまでは事務局の方で説明させていただくことにしたい。
- ・ これが終わったら、「2-（4）代表者会による検討後の感想」ということで、代表者会の皆さん全員から一人 1 分位で、感想を述べていただきたいと思う。
- ・ 「3 質疑応答」では、説明に対する委員の皆さんからの質疑を受けさせていただきたい。
- ・ 「4 その他」では、最後に第 26 回全体会に向けた作業の説明と依頼をし、意見提出シートという資料を使用すると書いてあるが、この意見提出シートというのが、資料 4 である。
- ・ 2 回の全体会で、素案についての最終的な議論をするということになると、事前に中身をしっかりと確認していただきたいということで、これを委員の皆さん全員にお渡しし、意見を提出していただくことにしたい。
- ・ 意見提出シートについては、市民フォーラムを行ったときに各班で担当していたテーマ毎に 6 班分・6 種類を作り、それぞれ違う担当テーマをご検討いただきたいと考えている。
- ・ ここで、各班の担当を割り振った場合にどういう配分になるのかということ、かなり偏りが出てきてしまうので、どうしたらよいか皆さんのご意見をいただきたいと考えている。
- ・ 意見提出シートについては、9 月 11 日の第 26 回の全体会までに事務局としてまとめて皆さんにフィードバックする予定であり、9 月 6 日締め切り 9 月 7 日発送としたいと考えている。
- ・ 9 月 11 日の全体会については、意見交換重視で委員の皆さんのワークショップにより、意見提出シートで提出していただいたご意見を基に、各班で担当テーマの検討をお願いしたい。
- ・ こちらについては、提出していただいたご意見を一覧のような形でまとめさせていた

だくので、それを基に進めていくような形を予定している。

- ・ワークショップでは、これまでの市民会議でもリーダーの方が進行されていたと聞いているので、同様にリーダーの方が進行していただくようお願いしたいと思う。
- ・「まとめ：事務局」と書いてあるが、事務局では、皆さんから出てきたご意見を記録してまとめることと、時間の管理をお手伝いさせていただきたいと考えている。
- ・ワークショップ終了後は、班毎に担当した各項目と全体についてのまとめを発表していただき、素案全体についての意見交換を行う場面を設けたいと思っている。
- ・「3 全体会」での検討結果の発表については、代表者会の皆さんにご協力いただき、時間の目安としては、一班6分くらいの時間をお願いしたいと思う。
- ・その後、全体のまとめということで、この発表を受けて、全員で意見交換を行う時間を15分位とらせていただく予定である。
- ・最後に、全体会の審議結果を受けた形になると思うが、最終的な市長への提言書の提出までの段取りやスケジュールについて確認させていただきたくて予定である。

(事務局：石黒主任)

- ・資料4に添付した縦書きのA3の表は、今回の提言書の目次に挙げられている項目と皆さんが代表者会に入られる前に市民フォーラムの時に扱われた班ごとのテーマとを対照した結果をまとめたものである。
- ・市民会議の皆さんに、それぞれ自分達が言っていたことはどこに入っているのだろうかということ、きちんと把握してもらいながら議論してもらうのであれば、この担当がよいのではないかなと思う。
- ・ただ、こうして項目を並べてみると班毎の担当項目数が、アンバランスで、多い班は14項目、少ない班は、5項目になってしまう。
- ・前文と目的は全部のグループで議論するという扱いにしているので、一つの項目の重さの違いもあるが、これをどのように割り振るかということも皆さんにご相談いただきたいと思っている。
- ・それぞれブロックごとに切り離せないものもあると思うので、その辺についてご意見・アイデアをいただければと思っている。

意見交換

(3班：小田委員)

- ・担当テーマを変えるのは適切ではない。なぜ変えたのかという話になる。

(事務局：石黒主任)

- ・4班では、例えば、市民・市議会・市長というのはセットであり、絶対に分けられない。5班の市政運営のところもやはりそれぞれ制度として考えられるので、数の問題ではないということであれば、このままでよいのではないかなと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・皆さんの意見を広げた部分もあるが、絞った部分もあるので、結果としてこういう割り振りとなってしまった。

(1 班：増田委員)

- ・ 確認したいのだが、意見提出シートで個人に意見を出してもらい、それをまとめシートに振り分け、1 班なら 1 班のところにもこのような意見が挙がってきたということで、その意見について 1 班の中で議論すればよいのか。

(事務局：石黒主任)

- ・ 1 班の人は 1 班の項目だけを事前の意見提出シートとして送るので、そちらについて意見を提出することになる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうすると、他の班の委員が、最初に説明受けた時に気になったことを意見として提出する機会がなくなってしまう。

(事務局：青山主任)

- ・ それについては、全体に対する意見提出シートがある。

(事務局：石黒主任)

- ・ 全員で全部の項目を審議するのは、非常に大変であると思ったので、まずは、主に各班の担当領域を検討していただき、他の項目についても意見があれば出してもらうというようなイメージで考えていた。

(3 班：今井委員)

- ・ 確かに、全部を検討するのは難しいと思う。

(1 班：増田委員)

- ・ やはり基本は全部だと思う。基本は全部として、特に担当部分については詳細に検討して欲しいという書きの方がよいと思う。
- ・ 各自の責任の範囲をここだけと頭から決め付けるのはよくないので、全体的な意見が欲しいが、特に自分の班で検討した項目については重点的に見て欲しいというスタンスがよいと思う。
- ・ 逆のスタンスでも全体が範囲であるというメッセージが伝わればよい。

(事務局：石黒主任)

- ・ それもあるが、実際に議論する場合に、各担当で議論することになるので、出した意見の意図を伝えにくいという問題もあるのではないか。
- ・ 確かに意見だけでも提出できれば、何もないよりは意思を伝えられるともいえる。

(1 班：増田委員)

- ・ 委員の中には自分の班だけでなく全体の目配りもしたいという人もいるわけであり、そういう人の意見を最初から排除してしまうのは、適切ではないと思う。
- ・ そういう委員の意見は、全般的にもらえるようにしなければならない。

(事務局：石黒主任)

- ・ **資料 4** は、1 班分として例として作ってみたのだが、全部の項目について自分が関心を持ってところは意見を書いて提出できるような様式とするのか。

(1 班：増田委員)

- ・ 例えば、1 班は、ここの項目は担当部分だとしておいて、その他に気になる項目を自分で書いて提出できるようにすればよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ **資料4**の様式で、項目を入れない自由記述の形式とすればよいか。

(3班：小田委員)

- ・ 増田さんがいうのは、皆さんがこの条例の制定全体に関っているのだということを実感してもらいたいということだと思うので、そのようなシートであればよいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ そのとおりである。

(2班：増田委員)

- ・ おそらく意見交換するときは、代表者会で十分に論議されているので、私達が絶対に気が付かないような意見以外は出てこないと思う。
- ・ 私達が説明をすれば、大半はそれで納得が得られるのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ 全体のことを議論するならば説明をよく読んで欲しいと書いた方がよいと思う。
- ・ 説明の部分に、これまでの議論の経過がよく書かれている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 全体の進め方がこれでよいということであれば、第25回の時に前書きと前文のところの説明をこの中のどなたかお一人にやっていただきたいと考えているが、どなたか引き受けていただけないか。

(代表者会全員)

- ・ 小田委員が適任だと考える。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、小田さんにやっていただくことにする。
- ・ 事務局も議論の積み重ねの中で理解してきた部分も非常に多いと認識しているので、提言書(素案)をご覧いただき、すぐに他の委員の皆さんにご理解いただくことは難しいと考えている。
- ・ 概略の説明をし、できれば提言書(素案)をよく読んで欲しいと依頼し、疑問がある方には、意見シートで出していただくという流れになる。
- ・ 提出された意見については、説明できる部分は、皆さんに説明していただき、解決できない部分については、また、事務局や代表者会で、市議会の意見と併せて検討させていただくことになるかもしれない。

(事務局：石黒主任)

- ・ 最後に、分担表の中に各班の分担項目に漏れ落ちがないかどうかを、ご確認いただきたい。

(2班：田村委員)

- ・ 都市内分権は、6班の担当になっているのだが、内容が難しいため、当初から事務局預かりの一任事項だった。
- ・ 6班の方が地域自治区を担当していただけるのか確認した方がよいと思う。
- ・ 6班から地域自治区を説明してもらえればよいが、当初から担当していなかったのだから、事務局のほうで特別に応援に行くなどしなければ難しいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 都市内分権を担当していた班がないということであれば、全部の班に審議してもらえばよいのではないかと。

(2班：田村委員)

- ・ 全部の班を担当にしておき、担当項目の審議が速やかに行われた班に、重点的に審議してもらえばよいのではないかと。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 皆さんにご確認いただき、漏れ落ちがないようであれば、これをベースに事務局で意見提出シートを整理させていただきたいと思う。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ またの機会でのよいのだが、言葉の用法の問題で、人を表す「者」という言葉について、「者」ではなく、「人」と表記してはどうかという議論があるので、この点について是非ご検討いただきたい。
- ・ この問題については、まだ、結論が出ていないので、自治基本条例での用法を基に、他の条例での用法の統一化を図っていったらどうかと考えている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 以上で代表者会を終了する。

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線 1584、1449)

FAX：025-526-8363

E-mail：jichi@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。